

未来創造「新・ものづくり」特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年11月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(2.5 + 3.5) / 2 = 3.0$

3.0

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	産地力の強化	83%	3
2	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大	53%	2

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 0 + 4 \times 0 + 3 \times 1 + 2 \times 1 + 1 \times 0) / 2 = 2.5$

2.5

※1) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2) 評価指標1は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

3.5

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii)の平均値 $(3.3 + 2.8 + 4.0) / 3 = 3.4$

3.4

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業(事項)

市街化調整区域への企業立地に係る農振法・農地法のガイドラインの弾力的運用

(概要)

内陸部への移転に急を要する個別案件について、平成24年に市が作成した運用方針に基づき、国・県・市による調整会議を開催した結果、除外・転用が可能となった。

専門家による評価の平均値

3.3

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

2.8

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.0

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

2.8

・地域独自の取組としては、浜松市として様々な支援事業を行っており、それが農業と工業の発展につながっている部分があることは評価できる。ただし、目標達成のための進捗が大幅に遅れているなど、特区指定の効果が数値に現れていない部分も多い。

・数値目標(1)-①(農業産出額)及び(2)-①(製造品出荷額等)の代替指標について、代替指標の適切性、目標値の設定の適切性を再検討してもいいのではないか。数値目標の説明が誠実なものかという点で大きな疑問が残る。

・新規企業の立地に際して、災害に強い土地であることが大きな決定要因になるということが現れている。新・産業集積エリアの早急な整備や、将来的な工業地区拡張に際しても防災への配慮は重要な要素となる。

・浜松市は産業集積の割には物流拠点の整備が不十分と思うが、これは災害に対して脆弱であるとマーケティングされているのではないかと危惧する。BCPをよりPRすべきではないか。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

2.8

総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算 $(3.0 + 3.4 + 2.8 \times 2) / 4 = 3.0$

3.0

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。